

2008年9月18日

「金融商品の財務報告における複雑性の低減」に対する意見について

全国銀行協会

全国銀行協会として、国際会計基準審議会（IASB）から公表されたディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」に対してコメントをする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、われわれは以下のコメントがIASBにおける本プロジェクトの検討に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

第1章 測定に関する問題

質問1

財務諸表作成者とその監査人の懸念、及び、財務諸表利用者のニーズに対応するためには、金融商品、デリバティブ商品及び類似項目の報告に関する現在の規定を大幅に変更する必要があるか。もしその必要がないのなら、現在の規定が複雑すぎるという主張にIASBはどう対応すべきか。

今回のディスカッション・ペーパーの「長期的解決策」等に匹敵するような大幅な変更は不要である。

仮に現在の規定が複雑すぎるとしても、その主因は、規定自体の問題ではなく、規定の対象物である金融商品が（棚卸資産や固定資産等と比較して）そもそも目的・タイプ・期間・対価等が多種多様であるうえ、複雑なスキーム・取引条件等で構成されている金融商品も少なくないこと等と考えられる。また、無理に会計の規定を簡素化しても、多種多様で複雑な金融商品やその保有企業に関する会計情報等がかえって実態を表さず、いたずらに財務諸表利用者の誤解を招く不適切なものになってしまう。そして、財務諸表等が不適切になる弊害が、簡素化により得られるメリットを上回る危険性が高い。

よって、「現在の規定が複雑すぎる」という主張に対しては、IASBは「それは誤解である」か「やむを得ない」等のように回答・啓蒙すべきである。ただし、ヘッジ会計の要件や理論価格の測定実務等については、部分的には簡素化・弾力化の余地があり、それらはIASBも改善すべきと考える。

## 第2章 測定及び関連する問題への中間的なアプローチ

### 質問2

- (a) IASB は、測定とヘッジ会計から生じる複雑性に対処するため、中間的なアプローチを検討すべきか。なぜそうすべきか、あるいは、なぜそうすべきでないか。IASB が中間的な変更をまったく行うべきでないとする場合、質問5及び6、並びに、第3章に提示した質問に回答いただきたい。
- (b) 2.2 項に提示した規準に賛成するか。賛成でない場合、どのような規準を用いるのか。それはなぜか。

- (a) ヘッジ会計の要件や理論価格の測定実務等については、部分的には簡素化・弾力化の余地があるため、その範囲において「中間的なアプローチ」を検討すべきである。ただし、金融商品の測定区分の不適切な削減、公正価値による測定の不適切な原則化およびヘッジ会計の不適切な廃止等については反対であるため、今回のディスカッション・ペーパーの「中間的なアプローチ」の全てを検討することは反対である。
- (b) 2.2 項に提示された規準のうち、一般論として、(a)・(c)・(d)には賛成するが、(b)には反対する。特に、(b)のうち、「現時点で公正価値による測定を要求されている金融商品について、公正価値以外での測定を行う結果を招いてはならない。」の部分はともかく、「変更は公正価値で測定される金融商品の数を増やすべきである。」の部分は（特にそれが大幅な増加になる場合は）不適切であり、削除すべきである。公正価値による測定の対象等については、概ね現行規定を用いるべきである。主な理由は、現行規定の方が多種多様で複雑な金融商品やその保有企業に関する実態を表すことができるため、また、既に多数の関係者にとってなじみがあるため等である。（なお、質問8と9に対する当方の回答も参照。）

### 質問3

アプローチ1は現行の測定規定を改訂することになる。現行の測定規定をどのように改訂すべきと提案するか。このような改訂は、2.2 項に示される中間的な変更案の規準と、どのように整合するか。

アプローチ1については、現行の測定規定をほとんど改訂すべきではないと提案する。つまり、満期保有目的区分も売却可能区分も、多種多様で複雑な金融商品やその保有企業に関する実態を表すため、また、実務上の無用の混乱を回避するために、現行の測定規定のようにそれぞれ必要である。

テインティング規定の一部を簡素化・緩和する等の部分的な改訂の余地はあるかもしれないが、テインティング規定の全面的な廃止による簡素化等のために、満期保有目的区分自体を全面的に廃止する等は本末転倒である。

満期保有目的区分を売却可能区分に吸収して一体化することは、純損益への影響はないから問題ないというわけではなく、純資産や金融商品の貸借対照表価額への影響はあり、実態を表さなくなるため、メリットより弊害の方が大きい

い。また、売却可能区分（および満期保有目的区分）を売買目的（トレーディング）区分に吸収して一体化することは、純資産や金融商品の貸借対照表価額への影響はない（場合もある）から問題ないというわけではなく、純損益への影響はあり、実態を表さなくなるため、メリットより弊害の方が大きい。さらに、「活発な市場で取引されるすべての金融商品に、公正価値での測定を要求すること」等も、保有目的等の違いを無視することになり、実態を表さなくなるため、不適切な改訂になる。一方、現行の測定規定をほとんど改訂しなければ、2.2 項に示される中間的な変更案の規準のうち、(b) の「変更は公正価値で測定される金融商品の数を増やすべきである。」という不適切な部分以外とも整合する。

#### 質問 4

アプローチ 2 は、現行の測定規定に代え、いくつかの選択的例外を伴う公正価値測定原則を導入することになる。

- (a) 公正価値以外のもので測定できる金融商品について、どのような制限を提案するか。その提案は 2.2 項で示される規準とどのように整合するか。
- (b) 公正価値で測定されない金融商品はどのように測定すべきか。
- (c) 減損損失はどの時点で認識すべきか。また、減損損失額はどのように測定すべきか。
- (d) 公正価値で測定される金融商品に関する未実現損益はどこで認識すべきか。それはなぜか。その提案は 2.2 項で示した規準とどのように整合するか。
- (e) 再分類は認めるべきか。どのような種類の再分類を認めるべきか。また、それらはどのように会計処理すべきか。その提案は 2.2 項で示した規準とどのように整合するか。

そもそもアプローチ 2 自体について当方は反対であるため、アプローチ 2 への賛成を前提とする (a) ~ (e) の具体的な質問に当方は回答しない。アプローチ 2 は、「金融商品の一部について、取得原価ベースでの測定が認められる」とされているため、一見すると現行の規定や実務と類似しており、妥当なようにも感じられる。しかし、金融商品の測定に関する基本的な規定として、「公正価値による測定を原則とし、取得原価による測定を（例外規準を満たすことを条件に）例外的に容認する」等という安直すぎる階層を設けることは、無用の誤解を招きかねず、不適切である。また、いずれにせよ、例外規準の対象商品や具体的な要件等が重要なポイントになるが、それらを適切な内容とするためには、現行規定と同等の詳細な規準が必要であるため、会計基準の複雑性を低減させる効果等も乏しい。

#### 質問 5

アプローチ 3 は、ヘッジ会計の簡素化の可能性を提示している。

- (a) ヘッジ会計は廃止すべきか。なぜそうすべきか、あるいは、なぜそうすべき

でないか。

(b) 公正価値ヘッジ会計を置き換えるべきか。アプローチ3は、公正価値ヘッジ会計の置き換えについて、3つの可能なアプローチを提示している。

(i) IASBはどの方法を検討すべきか。それはなぜか。

(ii) その他論じられていない方法の中で、IASBが検討すべきものはあるか。もしあれば、それは何か。また、それは2.2項で示した規準とどのように整合するか。アプローチ1又はアプローチ2による測定規定の変更を提案している場合には、測定規定の変更について提案したアプローチと、ここでのコメントとの整合性を確保していただきたい。

(a) ヘッジ会計は廃止すべきではない。2.33後半に示された、「ヘッジ活動の効果を財務諸表で開示した場合に生じる純損益のボラティリティはヘッジ活動の経済効果を反映するものではない」という財務諸表作成者の意見を支持する。特に、ヘッジ会計を適用したデリバティブを多用している金融機関にとってはそういえる。あまりに大きな人工的な純損益のボラティリティは、財務諸表作成者のみならず、財務諸表利用者にとっても不適切である。

(b) (i) 2.35に示された、(b)「ヘッジ手段に指定された金融商品に関する利得と損失を純損益外で認識することを認める方法」を支持する。現行の日本基準等において適用されているものであり、違和感がないため。

(ii) 現時点では、特に当方から指摘すべき重要なものはないと考える。

#### 質問6

また、第2章では、現行のヘッジ会計モデルをどのように簡素化し得るかについても論じた。現行のヘッジ会計モデルには、ヘッジ関係をどの時点でヘッジ会計の対象とできるか、及び、ヘッジ会計モデルの適用が純損益にどのような影響を及ぼすかについて規律を維持するため、いくつかの制限が設けられている。本章ではまた、これら制限がなぜ必要なのかについても説明している。

(a) 現行のヘッジ会計モデルをどのように簡素化できるかに関し、IASBにどのような提案を行うか。

(b) その提案には、現時点で存在する制限が含まれているか。含まれないのであれば、それらの制限はなぜ必要ないか。

(c) 部分ヘッジを認めなければ、現行のヘッジ会計規定は簡素化できる。部分ヘッジを認めるべきか。認めるべきだとすれば、それはなぜか。部分ヘッジを認めることの効用がなぜ複雑性を正当化すると考えるか、その理由も説明していただきたい。

(d) ヘッジ関係をどの時点でヘッジ会計の対象とできるか、及び、ヘッジ会計モデルの適用が純損益にどのような影響を及ぼすかについて規律を維持しつ

つ、ヘッジ会計を簡素化し得る方法について、その他どのようなコメントや提案があるか。

- (a) 金融商品のリスク管理をポートフォリオベースで行っている金融機関にとっては、当該管理手法に見合ったヘッジ会計の適用手法が認められるべきである。(2.89の主張を支持する。)
- (b) restriction (適用要件) の存在が含まれる。ヘッジ指定や文書化等、ヘッジ会計を行っていくうえで、合理的な一定の適用要件は必要である。但し、過度に厳格で詳細な要件は、費用対効果等の観点で不適切になり、弊害が大きいため、必要十分な合理的な内容にすべきである。
- (c) 部分ヘッジを認めるべきである。ヘッジの対象となるリスクには、金利リスク、信用リスク、為替リスク等の様々な種類のリスクがあり、種類によってはヘッジ会計を適用するに足る(有効性の高い)ヘッジ手段が必ずしも十分には存在しない場合がある。また、そもそもヘッジできないリスク(流動性リスク等)も存在する。このため、部分ヘッジが認められなければ、2.72に記載のとおり、ヘッジ会計は利用しづらくなってしまう。また、ヘッジ割合の決定を含めた選択的・機動的なヘッジオペレーションの実効性の確保は、財務諸表作成者(経営者等)にとって企業価値を維持・増大させるうえで重要である。仮に会計規定等で「複雑性は低減」しても、企業価値が毀損すれば、株主や債権者等の財務諸表利用者にとっても不利益と考えられる。
- (d) 現時点では、(上記の(a)～(c)の回答以外には、)特に当方から指摘すべき重要なものはないと考える。

#### 質問7

第2章で提示したもののほかに、IASBが検討すべき中間的なアプローチはあるか。もしあれば、それは何か。また、IASBはなぜそれを検討すべきか。

現時点では、特に当方から指摘すべき重要なものはないと考える。

### 第3章 長期的解決策—すべてのタイプの金融商品に対する単一の測定手法

#### 質問8

第3章では、現在の測定に関連した問題を軽減するために、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品の測定に、単一の方法を用いることを長期的解決策として提案している。

金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品を単一の方法を用いて測定することは、適切だと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。長期的には単一の方法を用いてすべてのタイプの金融商品を測定すべきと考えないのであれば、測定に関連した問題を長期的に解決する別のアプローチはあるか。もしあれば、それは何か。

金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品を単一の方法を用いて測定することは、不適切だと考える。主な理由は、単一の方法を用いて測定することは、現行の測定方法に比べて、多種多様で複雑な金融商品やその保有企業に関する実態を表さず、いたずらに財務諸表利用者の誤解を招く不適切なものになってしまうため、また、実務上の無用の混乱を招くためである。

例えば、期間の観点からだけ見ても、金融商品にはその商品性や保有目的等により、当日中に発生・消滅するようなものから、数十年間や半永久的に存続・保有する（という蓋然性が最も大きい）ようなものまで多種多様である。同様に、キャッシュ・フローや価値の変動性の観点から見ても、金融商品にはその商品性や経済環境等により、発生時・取得時の価値等とほとんど変化しない（という蓋然性が最も大きい）と考えられるものから、無限大に価値等が増す可能性もある一方で無価値になる危険性も相応にあると考えられるものまで多種多様である。それらをすべて一律に期末日に現金決済するかのような前提の公正価値等であれ、逆に長期的・安定的に存続・保有するかのような前提の取得原価等であれ、単一の方法を用いて測定することは実態を表さない。

さらに、仮に財務諸表上の資産・負債や収益・費用については公正価値等の何らかの単一の方法を用いて測定するとしても、今回のディスカッション・ペーパーの3.29、3.30、3.49、3.50、3.63、3.64、3.82～3.84等でも示唆されているように、財務諸表利用者にとっては損益の構成要素別内訳や原価情報等が現行と同程度には引き続き必要であり、注記等においてそれらの追加的・補助的情報を開示することが不可避になる可能性が高いので、結局は全体的・総合的には、現行の会計基準や実務等に比しても「複雑性の低減」はほとんど期待できない。

また、特に公正価値による一律的・汎用的な測定を強いられると、金融商品にはその商品性や流通実態等により、理論価格等の公正価値を高い精度で頻繁に短期間で測定することが極めて困難であるか多大な費用を要するものが多いため、財務諸表作成者にとって実務上の問題点がさらに増大するうえ、財務諸表利用者に対してもレリバントな情報を提供するという観点で改善しないか、むしろ悪化する危険性もある。

なお、測定に関連した問題を長期的に解決する別のアプローチは、測定に関する会計基準等に関しては（現行の会計基準やその部分的な改善等を除くと）特にないと考える（質問9（b）に対する当方の回答も参照）。

#### 質問 9

第3章パート A では、公正価値が、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品に適切な唯一の測定属性であるように思われるとしている。

- (a) 公正価値は、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切な唯一の測定属性だと考えるか。
- (b) そう考えないのであれば、公正価値以外のどのような測定属性が、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切か。なぜ、その測定属性が金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切と考えるのか。その測定属性は、現在の測定に関わる複雑性を低減し、すべてのタイプの金融商品についてキャッシュ・フローの見込みを評価するのに必要な情報を利用者に提供するものであるか。

(a) 公正価値は、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について適切な唯一の測定属性だとは考えない。(理由等は、質問 8 や 9 (b) に対する当方の回答も参照。)

(b) 金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について一律的・汎用的に単一の方法により測定するという適切な唯一の測定属性は、公正価値以外であっても存在しないと考える(質問 8 に対する当方の回答も参照)。つまり、概ね現行の測定属性のように、金融商品のうちあるものについては公正価値による測定が適切だが、別のあるものについては取得原価、償却原価およびその他のベースによる測定が適切という、混合測定属性のみが適切である。主な理由は、現行の混合測定属性の方が多種多様で複雑な金融商品やその保有企業に関する実態を表すことができるため、また、既に多数の関係者にとってなじみがあるため等である。

なお、現行の混合測定属性は、現在の測定に関わる複雑性を(少なくとも大幅には)低減することはできないかもしれないが、それは現行の混合測定属性だけの欠点でもなく(質問 8 に対する当方の回答も参照)、やむを得ないし、そもそも複雑性を低減させることが唯一の、または最重要の課題・目標とも思えない(質問 1 に対する当方の回答も参照)。

また、現行の混合測定属性は、(部分的には多少の改善余地があるかもしれないが、)(少なくとも他の主な測定属性と比較すれば、)ほぼすべてのタイプの金融商品について概ねキャッシュ・フローの見込みを評価するのに必要な情報を利用者に提供するものであると考える。

#### 質問 10

第3章パート B では、金融商品の公正価値測定に関する懸念を整理した。第3章で明示したもの以外に、金融商品の公正価値測定について重大な懸念はあるか。もしあれば、それはどういう問題なのか、また、なぜそれが懸念すべき問題

なのか。

金融商品の公正価値測定についての重大な懸念は、第3章で明示されたもので概ねカバーされていると考える。ただし、財務諸表作成者の実務としては、金融商品の公正価値測定については、第3章で明示されたもの等に加えて、その測定の頻度（決算のサイクル等）や時限性（決算の作業期間等）等も重要なポイントである。

つまり、測定対象や測定方法や測定精度等もちろん重要だが、仮にそれらが一定としても、測定の頻度が増加したり、時限性がタイトになる場合には実務上の重大な懸念になりうるため、そうした実情や影響についても、費用対効果等の観点も含めて慎重に考慮すべきである。

また、もし将来、金融商品以外の一部（例えば、3.94、A39、A49、A51に例示されたものや、固定資産や棚卸資産の一部）等についても、商品性や保有目的が類似している等の事情に鑑みて、金融商品の一部と同様に公正価値測定（の対象範囲拡大）が必要となる場合等には、それらと金融商品の一部との間で、測定方法や測定精度の整合性等がどの程度要求されたり、対応可能になるのか等も懸念になりうる。その主な理由は、会計情報の有用性・整合性と実務性等に影響する問題になりうるためである。

#### 質問 11

第3章パート C では、金融商品に関する基準の適用範囲内に入るすべてのタイプの金融商品について、公正価値測定を全面的に要求することを提案する前に、IASB が解決すべき4つの問題を明らかにした。

- (a) 金融商品の公正価値測定を全面的に要求することを提案する前に、IASB が取組んでおくべきと考える問題はほかにあるか。あるとすれば、それは何か。IASB はなぜ、その問題に取り組むべきか。
- (b) 第3章パート C で明らかにした問題の中に、公正価値測定を全面的に要求する前に解決しなくてもよいものはあるか。もしあるとすれば、それは何で、公正価値測定を全面的に要求する前に解決する必要がないのはなぜか。

(a) 現時点では、特に当方から指摘すべき重要なものはないと考える。

(b) 現時点では、特に当方から指摘すべき重要なものはないと考える。

#### 質問 12

その他、IASB が金融商品の会計処理をどのように改善、簡素化できるかについて、何かコメントはあるか。

ヘッジ会計の要件、理論価格の測定実務、注記による開示情報の内容等については、部分的には簡素化・弾力化の余地があり、特に実務上の費用対効果の

観点にも従来以上に一層配慮すること等により、それらの過度に詳細で煩雑な規定や会計処理等の一部を簡素化・弾力化して改善できると考える。

以 上